

2026年3月吉日

安心サポートプランご加入のみなさまへ

三井住友海上火災保険株式会社

「団体総合生活補償保険」改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、2025年10月1日以降始期のご契約から、従来ご採用いただいております「団体総合生活補償保険」につきまして、補償内容等の一部改定および保険料の改定を実施させていただきます。

主な改定の内容を別紙のとおりご案内させていただきますので、今回の改定へのご理解を賜りますとともに、引続き当社傷害保険をご愛顧いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

<ご不明な点につきましては、以下のご連絡先までお問い合わせください。>

代理店・扱者	引受保険会社
株式会社集成社 住所：〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-25-18 TEL：03-3442-0411	三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第三課 住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 22 階 TEL：03-6849-6806

以上

1 補償内容等の主な変更点

商品改定により補償内容等が変更となります。主な変更点を次のとおりご案内致しますので、変更内容を十分にご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(1)特約の販売停止

以下の特約の販売を停止します。代替となる特約や契約条件の設定方法につきましては、以下の表をご覧ください。

販売停止する特約	ご加入いただいている皆さまのご対応
保険金の請求に関する特約	法律上の配偶者がいない場合に代理請求できるのは3親等内の親族に限られますので、ご注意ください。
疾病手術保険金等対象外特約	疾病補償特約の保険金のうち、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金を対象外とする内容でご加入いただくことはできませんので、ご注意ください。
家族型への変更に関する特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用)	ご家族(被保険者本人以外)の方がそれぞれ被保険者本人として、傷害保険金等を補償する契約にご加入いただいたうえで、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットいただくことで、ご家族の方のホールインワン・アルバトロス達成時の費用を引き続き補償することができます。(ご家族の方についても被保険者本人と同じ保険料が適用されます。)

(2)がん・三大疾病診断保険金補償の改定(再発・転移がんの補償対象化等)

「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」および「三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」について、「再発がん」および「転移がん」を新たに補償対象とします。これに伴い、「継続する一連の保険期間を通じた保険金の支払限度回数に関する規定(通算支払限度回数規定)」を変更します。

改定項目	改定前	改定後
対象となるがんの範囲の拡大	原発がんのみを補償対象とする。	原発がんに加え、 <u>再発がん</u> 、 <u>転移がん</u> も補償対象とする。 ^(※1)
通算支払限度回数を変更	「原発巣が同一であるがん(既に保険金を支払った原発がんの再発・転移がんを含む)」について、「 <u>通算1回を限度</u> 」に保険金を支払う。	原発がん、再発がん、転移がんについて、「 <u>1年に1回を限度(=診断確定日が、前回支払済の診断確定日から1年超経過している場合)</u> 」に保険金を支払う。 ^(※2)

(※1)再発がん、転移がんについて、それらの原発がんの診断確定日は問いません。原発がんの診断確定日が保険期間開始前の場合でも、保険期間中に再発がん、転移がんが診断確定されれば、始期前発病免責等に該当しない場合、補償対象となります。

(※2)前回支払済の診断確定日から保険期間をまたいでいる場合でも、前回支払済の診断確定日から1年超を経過していない場合は補償対象外です。

(3)疾病手術補償における花粉症手術等の対象外化

疾病補償において、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を疾病手術補償の対象外とします。傷害補償については、補償の対象となる手術に変更はありません。

(4)住宅内生活用動産補償特約の補償対象外となる物の範囲の変更

「住宅内生活用動産補償特約」で補償対象外となる物に、「補聴器」を追加します。改定後は「補聴器」が補償対象外となります。

(5)その他普通保険約款・特約の改定

改定項目	改定内容
「オンライン診療」「通院」の定義の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度の医科診療報酬点数表から「オンライン診療料」が廃止されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を変更します。加えて、電話診療を含まないことを明確化します。なお、「オンライン診療」の実質的な範囲に変更はありません。 ・これに伴い、「通院」の定義において、同月内に複数回オンライン診療を受診した場合で、公的医療保険制度上の「オンライン診療料」の算定が1回となる場合は、1回の通院とみなす規定を削除します。これにより、同月内に複数回受診した場合でもそれぞれを1回の通院とみなします。
危険免責の対象への「指定薬物」の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグに対する法律上の規制強化が行われたことを受け、薬物の使用に関する免責規定および危険運転免責規定に「危険ドラッグ(指定薬物)」を追加します。
契約時の年齢誤りによる無効規定の取消規定への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に被保険者年齢の告知を誤っており、当社の引受対象外であった場合に契約を無効とする規定を、取消とする規定に変更します。
「みなし通院」の補償改定	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギプス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす取扱い(みなし通院)を行っていましたが、そのみなし通院における補償を以下の通り改定します。 ・ギプス等の定義を限定列举とすることで明確化します。なお、本改定により「デゾー固定(包帯)」「硬性コルセット」がギプス等の対象ではなくなります。 ・対象となるギプス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。 ・固定部位が受傷部位である要件を削除し、直接受傷部位を固定していない場合でも、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」として取り扱います。
「交通乗用具」の範囲の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「交通乗用具」の範囲に、移動用小型車、搭乗装置のある遠隔操作型小型車、特定小型原動機付自転車(電動キックボード)を追加し、新たに補償対象とします。 ・ペダルなし二輪遊具(ストライダー)およびドローンは、交通乗用具に該当しないことを明確化します。
葬祭費用補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間の開始時から保険料領収までの間に発生した事故は免責とする取扱い(保険料領収前免責)を、疾病による死亡の場合のみに適用していましたが、他の特約に合わせ、ケガによる事故の場合も保険料領収前免責の対象とします。 ・他の特約に合わせ、「他の身体障害の影響」により保険金額を削減する規定を追加します。
携行品損害補償、住宅内生活用動産補償等の免責規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険に合わせ、携行品損害補償特約、住宅内生活用動産補償特約等の用品補償特約の免責規定に、以下の事由を追加します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害 ② 使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害 </div>
賠償責任補償における求償権行使等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・代位規定において、求償権の行使等に対する被保険者の協力義務を明文化します。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における目撃要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフプレー時のホールインワンまたはアルバトロスは原則支払対象外となりますが、被保険者・同伴競技者以外の第三者が目撃した場合に限り補償対象となります。 ・この「目撃」の要件について、達成後にカップインしたボールを確認しただけの場合を含まない旨を明確化します。

2 保険料の変更

コロナ禍や直近の医療状況、物価上昇等を踏まえ、保険料を改定します。

以上